

各指定障害児通所支援事業者 代表者 様

名古屋市子ども青少年局
子育て支援部子ども福祉課長

主として重症心身障害児を通わせる障害児通所支援事業所の人員配置基準について

日頃は、本市福祉行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

みだしのことにつきまして、平成 30 年 1 月 18 日の基準省令（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚労省令第 15 号））の一部改正を受け、本市として下記のとおり人員配置基準について取扱うこととしますので、ご周知のほど、よろしくお願いたします。

なお、平成 27 年 9 月 25 日付本市子ども福祉課長通知「主として重症心身障害児を通わせる障害児通所支援事業所の人員配置基準について」は廃止します。

記

1 人員配置基準

主として重症心身障害児を通わせる指定通所支援事業所に置くべき従業員の員数は、次の通りとする。

- | | |
|---------------|------|
| ① 嘱託医 | 1 以上 |
| ② 看護師 | 1 以上 |
| ③ 児童指導員又は保育士 | 1 以上 |
| ④ 機能訓練担当職員 | 1 以上 |
| ⑤ 児童発達支援管理責任者 | 1 以上 |

なお、②～③及び⑤については、支援の提供を行う時間帯を通じて、それぞれ 1 名以上配置する必要がある。

④の機能訓練担当職員については、以下ア～ウを満たすことを条件に、機能訓練を行わない時間帯については機能訓練担当職員を置かないことができるものとする。

- ア 機能訓練担当職員を週に 1 回（4 時間）以上配置すること。
- イ 機能訓練担当職員は特別支援計画を作成し、他の従業員に周知すること。
- ウ 機能訓練担当職員は特別支援計画に基づくモニタリングを月に 1 回以上行うこと。

また、機能訓練担当職員については、当該職員に係る指揮命令権が当該事業所にある場合に限り、いわゆる人材派遣契約による従業者を置くことも可能とする。

2 人員配置基準の適用開始

平成30年4月1日

3 その他

本取扱は、本市における人員基準の最低ラインを定めるものであるため、引き続き各事業所において、重症心身障害児に対してより質の高い支援が行えるよう十分な人員配置に努めていただきますようお願いいたします。

(子ども発達支援係 TEL. 052-972-3187)

参考

基準省令第五条第3項(抄)

主として受賞心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

※ 放課後等デイサービスも同様の改正有。(第66条第3項)